

令和8年4月定例教育委員会議事録

開 閉 日 時	令和8年4月20日 午前10時30分開会 午前11時17分閉会	
開 催 場 所	志木市役所 教育委員会会議室	
委員の出席状況	出 席	柚木博教育長、上野幸子教育長職務代理者、 飯田昌利委員、可知良之委員、久保大地委員
	欠 席	なし
説明のため出席した者の氏名・職名	青木教育政策部長、佐藤教育総務課長、安彦参事兼学校教育課長、徳留生涯学習課長、菅野教育サポートセンター所長、桜谷柳瀬川図書館長、大熊学校教育課副課長、高橋学校教育課副課長、	
会 議 書 記	今野教育総務課主査	
傍 聴 人	1人	
会 議 内 容	<p>議 題 第26号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 専決処分について（志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則）</p> <p>(2) 専決処分について（志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程）</p> <p>(3) 専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則）</p> <p>(4) 専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則）</p> <p>(5) 請願について</p> <p>(6) 専決処分について（志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則）</p> <p>(7) 専決処分について（志木市学校運営協議会委員の任命）</p> <p>(8) 専決処分について（志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理規則の一部を改正する規則）</p> <p>(9) 専決処分について（志木市スポーツ推進審議会委員の任命）</p> <p>(10) 志木っ子家読（うちどく）デーについて</p> <p>その他</p>	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○**柚木教育長**

令和8年4月定例教育委員会会議の開会を宣す。

傍聴希望者について、傍聴を許可する。

＊＊ 傍聴人 入場 ＊＊

議事録署名委員に上野教育長職務代理者を指名した。

会議書記に今野主査を指名した。

3月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎**教育委員会報告**

○**青木教育政策部長**

令和8年3月定例教育委員会後の教育委員会の主な動きを報告する。

- ・ 3月17日 令和8年志木市議会3月定例会 討論・採決
- ・ 3月18日 令和8年志木市議会3月定例会閉会
- ・ 3月19日 定例校長会議
- ・ 3月24日 市内小学校卒業式
- ・ 3月25日 志木中学校吹奏楽部定期演奏会
- ・ 3月26日 市内小・中学校修了式
- ・ 3月27日 当初教職員人事異動に係る教育長面談
- ・ 3月30日 秋ヶ瀬スポーツセンター新築工事起工式
埼玉県トラック協会朝霞支部防犯ブザー贈呈式
- ・ 3月31日 教職員退職者辞令交付式
市職員退職辞令交付式
志木第二中学校吹奏楽部定期演奏会
- ・ 4月 1日 市職員辞令交付式
教職員着任式
- ・ 4月 2日 朝霞地区四市教育委員会新採用管理職員顔合わせ会
- ・ 4月 5日 志木市野球連盟総合開会式
- ・ 4月 6日 南部教育事務所と管内13市町教育委員会合同顔合わせ会
教職員への義務教育学校実施設計の概要説明（7日まで）
- ・ 4月 8日 市内小・中学校始業式・入学式
- ・ 4月 9日 学校事務担当者説明会・連絡会
小中学校図書員年度当初勉強会
- ・ 4月10日 定例校長会議
埼玉県都市教育長協議会総会・情報交換会

- ・ 4月12日 志木市民剣道大会
- ・ 4月15日 志木市立小中学校校長研究協議会総会
- ・ 4月16日 宗岡第二中学校区学校運営協議会委員任命書交付式
埼玉県南部教育長会総会、南部教育長会議及び南部教育長協議会
- ・ 4月17日 志木第二中学校区学校運営協議会委員任命書交付式
小中学校養護教諭研修会
- ・ 4月18日 ボーイスカウト志木第一団育成会定期総会
八ヶ岳自然の家開所
- ・ 4月20日 【予定】朝霞地区教育委員会連合会定期総会

教育長発議

○柚木教育長

第26号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱について、報告事項（7）専決処分について（志木市学校運営協議会委員の任命）及び報告事項（9）専決処分について（志木市スポーツ推進審議会委員の任命）については、人事案件であるため、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを発議する。

教育長の発議を受けて、採決した結果、第26号議案及び報告事項（7）・（9）については志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを議決した。

○柚木教育長

第26号議案及び報告事項（7）・（9）については、非公開案件であるため、会議の最後に審議及び報告することとしてよいか。

○全委員

了承する。

◎報告事項（1）専決処分について（志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則）

○佐藤教育総務課長

志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について専決処分したので報告する。規則第3条生涯学習課の項第10号中「郷土資料館及び村山快哉堂」を「歴史館」に改めたものである。

郷土資料館が3月31日に閉館することから、4月1日の施行に併せて専決処分したものである。

○委員

今回、郷土資料館の閉館に伴い改正したとのことであったが、村山快哉堂も含めて歴史館としている理由は。

○徳留生涯学習課長

ここに書いてある村山快哉堂は、公共施設としての村山快哉堂である。公共施設としての村山快哉堂は、旧村山快哉堂と村山快哉堂ひろばを合わせた公共施設であったが、親水公園の整備に伴い、公共施設としての村山快哉堂は、都市計画課に移管され、都市計画課が所管する条例に位置付けられたので、この規則からは削除したものである。なお、指定文化財としての旧村山快哉堂は、生涯学習課で文化財保護の観点から所管しているものである。

◎報告事項（２）専決処分について（志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程）

○佐藤教育総務課長

内容は、生涯学習課のグループ編成の変更である。これまで、生涯学習・文化財グループ、スポーツ振興グループの２グループであったが、生涯学習グループ、文化財グループ、スポーツ推進グループの３グループに改めたものである。４月１日からの業務にあわせるため、専決処分したものである。

○委員

スポーツ振興グループからスポーツ推進グループに名称を変更した意図は何か。

○徳留生涯学習課長

現在、計画名もスポーツ推進計画であることから、それも踏まえて変更した。

◎報告事項（３）専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則）

○佐藤教育総務課長

短時間会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給日を定めたもの。市長部局の規則改正に伴い改正したもの。４月１日から施行するため、専決処分したものである。

◎報告事項（４）専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則）

○佐藤教育総務課長

会計年度任用職員の特別休暇のうち無給だったものの一部を有給の取り扱いに変更するものである。市長部局の規則改正に伴い改正したもの。4月1日から施行するため、専決処分したものである。

○委員

具体的な項目はどのようなものか。

○佐藤教育総務課長

今回、5つの特別休暇が有給化された。具体的には、生後1年に達しない子を育てる場合の休暇、子どもの看護休暇、介護の休暇、ドナー休暇、生理休暇の5つである。

◎報告事項（5）請願について

○佐藤教育総務課長

3件の請願があったことから、報告するものである。

○委員

小中一貫教育推進委員会の会議は、確か9回開催されており、自分もこの会議に全回出席していたので、今回、請願の内容がこれに属するものであるため、認識だけは伝えておきたい。

請願を読むと、あたかも志木第二中学校区だけが、義務教育学校という話で小中一貫教育が進んだというような解釈がされているようだが、確か、あの会議の時には、小中一貫教育基本方針、推進計画を作るにあたり、市内4中学校区全部について義務教育学校が選択肢に入っていたはずで、立地の関係で志木第二中学校区は義務教育学校で、ほかの中学校区については検討するというので、小中一貫型小・中学校のまま進むかどうかということも検討していた。最初から決め打ちしていたという話ではないと思う。実際、議事録を見ていただければわかると思うが、施設分離型の義務教育学校はどのようなものがあるのかなど、いろいろ突っ込んだ議論もしている。例えば、今回、請願には、令和4年8月31日の会議のことも出ていたが、あの会議では、一つ一つ決めていくということではなく、志木市全体として教育の方針をどうするかまず決めましょうということのなかの流れから、この請願では、その部分だけが切り取られているような印象をすごく持っている。

実際に会議に参加していた者からすると、少し間違っって伝わっているような、違和感を感じる内容で、一部だけ切り取って請願が出されているように感じる。基本方針も当初から決め打ちではなく、さまざまな議論を重ねたうえで、教育委員会議にも諮って決めたものである。また、推進計画では、意見公募手続きを経て、これも教育委員会議において決めている。会議の回数も当初の予定より2・3回増えているはずで、9回程度行った。拙速とか性急に決めたという感じは参加者にはない。むしろ会議も毎回、喧々諤々であった。この請願書に

は違和感がある。

○柚木教育長

会議に委員として全回参画していただき、その状況も踏まえたご意見をいただき感謝申し上げます。志木第二中学校区は義務教育学校として、その他の中学校区については、義務教育学校または小中一貫型小中学校としているが、基本方針もそのようになっている。9回の議論のもとに、小中一貫教育基本方針、小中一貫教育推進計画を定めたものである。

請願は、市民の方からの請願なので、これは真摯に受け止めなければならないと思っている。真摯に受け止めつつ、委員がおっしゃったような状況も事実である。

◎報告事項（6）専決処分について（志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則）

○高橋学校教育課副課長

令和8年3月27日に県議会で県条例が可決され、4月1日施行となる新設の子育て部分休暇にかかる規定及び様式が新設されたもの。志木市立小中学校の職員服務規程においても県に準じて4月1日施行するため、専決処分したものの。

○委員

実際に希望者はいるのか。

○高橋学校教育課副課長

現時点では市内において1名申請が出ている。

○柚木教育長

県議会で県条例が可決されたのが、3月27日ではあったが、予め校長を通じて内容の周知はしており、その結果、1名の希望者が出ている状況である。

○委員

届け出は、始める時と終わる時、両方出すのか。

○高橋学校教育課副課長

変更届は、例えば、4月1日から3月31日まで1年間にわたって子育て部分休暇を取っている場合も、この日はこの休暇を使わなくていい日という日があれば、随時変更届を出す必要がある。また、途中で取りやめるときも届出を出す必要がある。

◎報告事項（８）専決処分について（志木市立秋ヶ瀬運動場施設管理規則の一部を改正する規則）

○徳留生涯学習課長

令和７年度に試行していた簡易ナイター設備の貸し出し事業に関し、令和８年４月１日より本格貸し出しを開始するにあたり規則を改定したものである。

具体的には簡易ナイター設備である投光器一台につき、利用料金を２００円で設定したものの。

そのほか、別表の名前の変更、条ずれ、貸し出しの際の設定などが今回の改定の主な内容である。

◎報告事項（１０）志木っ子家読（うちどく）デーについて

○桜谷柳瀬川図書館長

令和８年３月に策定した第四次子ども読書活動推進計画に基づき４月から毎月２３日を「志木っ子家読（うちどく）デー」とし、家庭で読書に親しんでいただく日を周知していく。広報しきや図書館ホームページ、市内小中学校保護者向けには、さくら連絡網などで志木っ子家読（うちどく）デーのチラシと志木っ子家読ノートを掲載・周知を行った。また、市内図書館・図書室で志木っ子家読ノートの配布を開始している。

今後は、７月以降に市内図書館・図書室、学校図書館にポストを設置し、家族一推しの本などのポップを募集し、各図書館・図書室に設置された読書の木に貼るという事業なども行う予定である。

○委員

すごく良い取り組みである。一冊の本を家族で読み合うということは、お互いにこういう見方もあるのだということに気づき、複眼的な視点を養うこともでき、また、図書館でも紹介し合うということで、相乗効果もあり、とても良い企画である。どんどん進めてもらいたい。

○委員

とても良い取り組みだ。小学生低学年位の保護者やお子さんにも周知できるようにしてもらいたい。学校の懇談会などでも紹介してもらおうと良いと思う。

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○柚木教育長

公開による議事は終了とし、これより非公開とする。

＊＊ 傍聴人 退場 ＊＊

◎第26号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱について

※第26号議案については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第26号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決された。

◎報告事項（7）専決処分について（志木市学校運営協議会委員の任命）

※報告事項（7）については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、公表しない。

◎報告事項（9）専決処分について（志木市スポーツ推進審議会委員の任命）

※報告事項（9）については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、公表しない。

○柚木教育長

他になければ、これをもって令和8年4月定例教育委員会を閉会する。

教育長

会議録署名委員

(※署名は原本)